

○低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針

平成23年 4 月28日 国自総第71号
国自旅第51号
国自貨第20号

この運用方針は、低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成23年 4 月28日付け国自総第70号、国自旅第50号、国自貨第19号。以下「交付要綱」という。）に定める低公害車普及促進対策費補助金の交付について、必要な事項を定める。

1. 用語

この運用方針において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 協調補助対象の認定（交付要綱第2条関係）

交付要綱第2条の協調補助対象として地方公共団体に準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

3. 協調補助対象（交付要綱第2条関係）

交付要綱第2条において地方公共団体に準ずるものは、地域の自動車環境対策に取り組む一般社団法人及び一般財団法人その他営利を目的としない者であり、かつ、その実施する補助金の交付事業が適切な計画を有するものとし、次に掲げるものとする。

- (1) 社団法人日本バス協会及び各都道府県バス協会
- (2) 社団法人全日本トラック協会及び各都道府県トラック協会
- (3) 社団法人全国通運連盟
- (4) 財団法人東京都交通局協力会
- (5) 社団法人全国乗用自動車連合会、社団法人全国個人タクシー協会、各都道府県法人タクシー協会及び各都道府県個人タクシー協会

4. 電気自動車バス用充電設備（交付要綱第3条関係）

交付要綱第3条第18号の国土交通大臣が指定するものは、電気自動車バス用非接触式充電設備（電気自動車バスに充電するための設備のうち、充電コネクタ、充電ケーブルその他の電気自動車バスと有線により接続して充電するための装置を有さないものをいう。）その他の専ら電気自動車バスに充電するために設計されたものとする。

5. CNGバス、優良ハイブリッドバス及び電気自動車バスの導入事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等（交付要綱第5条第1項及び第2項関係）

- (1) CNGバス、優良ハイブリッドバス及び電気自動車バス（以下「低公害バス」という。）の導入事業において、低公害バスの使用者たる旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）を営業者が補助金の交付予定枠の申込みを行うものとし、交付予定枠の申込み及び内定通知については、様式1によるものとする。
- (2) 地方運輸局長は、原則として、登録予定日が早いものの順に、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。
- (3) 交付予定枠の内定については、登録予定日から30日以内に要綱第5条第1項又は第2項による交付申請が行われない場合には、交付予定枠の内定は失効する。

6. ハイブリッドタクシー及び電気自動車タクシーの導入事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等（交付要綱第5条第1項及び第2項関係）

- (1) ハイブリッドタクシー及び電気自動車タクシー（以下「低公害タクシー」という。）の導入事業における補助金の交付予定枠の申込み及び交付予定枠の内定通知については、それぞれ様式2及び様式3によるものとする。
- (2) 地方運輸局長は、原則として、交付予定枠の申込みを受け付けた順に、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。ただし、導入しようとするハイブリッドタクシー及び電気自動車タクシーが、営業区域内に配置する事業用自動車の数を増加させるものである場合には、内定を行わないものとする。

7. 低公害トラックの導入事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等（交付要綱第5条第1項及び第2項関係）

- (1) CNGトラック、優良ハイブリッドトラック及び電気自動車トラック（以下「低公害トラック」という。）の導入事業において、低公害トラックの使用者たる貨物自動車運送事業を営業者が補助金の交付予定枠の申込みを行うものとし、申込み及び交付予定枠の内定通知については、様式4によるものとする。
- (2) 地方運輸局長は、原則として、事業者毎の補助台数及び登録予定日等を勘案し、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。
- (3) 交付予定枠の内定については、登録予定日から30日以内に要綱第5条第1項又は第2項による交付申請が行われない場合には、交付予定枠の内定は失効する。

8. 補助対象事業者（交付要綱第5条第3項関係）

- (1) 交付要綱第5条第3項のグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等とは、次に掲げるものとする。
 - 一 交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証
 - 二 社団法人全日本トラック協会による貨物自動車運送事業安全性評価事業制度に基づく認定
 - 三 国際標準化機構が制定した国際標準規格 ISO9001又は ISO14001認証制度に基づく認証
 - 四 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして大臣が認定する認証等

(2) 交付要綱第5条第3項の平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等を勘案して大臣が指定する低公害車の導入事業は、次に掲げる事業とする。

一 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者が、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、自己が所有する事業用自動車に破損等により使用できなくなった場合において、当該事業用自動車の代替としてCNGトラック、優良ハイブリッドトラック又は電気自動車トラックを導入する事業。

二 一般乗用旅客自動車運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者が、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、営業所に配置する事業用自動車に破損等により使用できなくなった場合において、当該事業用自動車の代替としてハイブリッドタクシーを導入する事業。

9. ハイブリッドタクシー導入事業基準（交付要綱第5条第3項関係）

交付要綱第5条第3項第2号のハイブリッドタクシー導入事業基準は、次の表の左欄に掲げる事業者の区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる基準をいう。

<p>個人タクシー事業者（タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第29条第2号の個人タクシー事業者をいう。）</p>	<p>平成21年度における年間走行距離が、その属する営業区域における法人タクシー事業者の所有する事業用自動車（福祉タクシー及びハイヤー車両を除く。以下この項において同じ。）1台当たりの平均的な年間走行距離として次に定める数式によって地方運輸局等が算出し、別に公表した値以上であること。</p> <p>営業区域における法人タクシー事業者の所有する事業用自動車の年間走行距離の総和 ÷ 当該営業区域に存する法人タクシーが保有する事業用自動車の総数 ÷ 当該営業区域における法人タクシーの実働率 × (13/24) × (6/7)</p>
<p>法人タクシー事業者（個人タクシー事業者以外のタクシー事業者をいう。）</p>	<p>次に掲げるいずれの要件にも該当する事業者であること。</p> <p>一 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第11条の特定事業計画の認定を受けている者であること。</p> <p>二 当該事業者の減休車割合（基準車両数（「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成21年9月29日付け国自旅第151号）Ⅱ. 2の基準車両数をいう。）に対する平成23年3月31日現在の保有車両</p>

	数の割合を1から減じた値をいう。)が、当該事業者が属する特定地域における法人タクシー事業者の加重平均した減休車割合として地方運輸局が別に公表した値を上回ること。
--	--

10. 財産処分制限期間（交付要綱第15条第2項関係）

交付要綱第15条第2項の別に定める期間は、取得した財産の別ごとにそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) 低公害バス：5年
- (2) 低公害タクシー：3年（ただし、総排気量が2リットルより大きく3リットル未満のものは4年、総排気量が3リットル以上のものは5年）
- (3) 低公害トラック：4年（最大積載量が2トン以下の場合にあっては、3年）
- (4) (1)～(3)に該当しない財産の財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数とする。

11. 提出書類の簡素化（交付要綱第17条関係）

交付要綱第17条の副本については、正本の写し（コピー）を認めることとする。

12. 添付書類（第1号様式（第5条第1項関係）等関係）

交付要綱第1号様式及び第2号様式の注1.のその他に該当する者の添付書類の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 単年度に2回以上の申請を行う者にあつては、2回目以降の申請においては添付書類に変更がない場合には省略することができるものとする。
- (2) 申請者が個人の場合、注記に規定する書類に代え、住民票及び確定申告書等（確定申告を要しない者にあつては所得証明書等）の写しを添付することとする。

13. 低公害バスの導入事業等に係る補助対象事業者（交付要綱別表関係）

- (1) 交付要綱別表において一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下この項において「バス事業者」という。）に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

低公害バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を行う場合の特定旅客自動車運送事業者

- (2) 交付要綱別表において自動車リース事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

- ① 低公害バスによる旅客運送をバス事業者（公共交通グリーン化事業にあつては道路運送法第79条の登録を受けた者を含む。）に委託して行う場合において、当該バス事業者が自ら所有する低公害バス（公共交通グリーン化事業にあつては電気自動車バス用充電設備を含む。以下この項において同じ。）を貸与する地方公共団体（公共交通グリーン化事業にあつては、交付要綱第5条第5項の認定を

受けた際に、観光地における電気自動車による公共交通のグリーン化促進事業に係る事業計画認定等要領（平成23年3月25日国自総第536号。以下「認定等要領」という。）の規定により国土交通大臣に提出した事業計画書（提出後にその内容に変更があった場合は、変更後の事業計画書）において事業の関係者として記載された地方公共団体以外の者を含む。）

- ② 低公害バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を特定旅客運送事業者に委託して行う場合において、当該特定旅客運送事業者が自ら所有する低公害バスを貸与する学校又は企業等
- ③ バス事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たるバス事業者、自らが所有する低公害バスを貸与する者

14. 低公害タクシーの導入事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表関係）

交付要綱別表において一般乗用旅客自動車運送事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

一般乗用旅客自動車運送事業者から構成される中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合

15. 低公害トラックの導入事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表関係）

交付要綱別表において一般貨物自動車運送事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者
- (2) 貨物自動車運送事業法第36条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者

16. 低公害車の導入事業等に係る補助対象事業者の認定（交付要綱別表関係）

- (1) 交付要綱別表における低公害車の導入事業に係る補助対象事業者として一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。
- (2) 交付要綱別表における電気自動車バス又は電気自動車タクシーによる公共交通のグリーン化促進事業に係る一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、道路運送法第79条の登録を受けた者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

17. 低公害バスの導入事業における通常車両価格等（交付要綱別表関係）

- (1) 交付要綱別表の低公害車の新規導入のうちCNGバス及び優良ハイブリッドバスの導入事業における通常車両価格は、車両の長さごとに、消費税相当額を除き、それぞれ次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入

控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

7 m未満 : CNG車への改造費の1/3（小規模事業者による導入の場合は1/2）とする。

7 m以上9 m未満 : 1,893万円を通常車両価格とする。

9 m以上 : 2,323万円を通常車両価格とする。

なお、補助対象経費としては、低公害以外に係るオプションは対象外。

- (2) 交付要綱別表の低公害車の新規導入のうち電気自動車バスの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、個別に判断するものとする。
- (3) 交付要綱別表の使用過程にあるディーゼル車のCNGバスへの改造事業における改造に要する経費には、改造に付随して生じる洗浄等の経費は含めないものとする。

18. 低公害タクシーの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額等（交付要綱別表関係）

- (1) 交付要綱別表の低公害車の新規導入のうち電気自動車タクシーにおける補助対象経費と通常車両価格との差額は、個別に判断するものとする。
- (2) 交付要綱別表の低公害車の新規導入のうちハイブリッドタクシーの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次に掲げる金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、次に掲げる金額を補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

ハイブリッドタクシー導入事業 : 30万円を上限とする

19. 低公害トラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額等（交付要綱別表関係）

- (1) 交付要綱別表の低公害車の新規導入のうちCNGトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額及び使用過程にあるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における改造に要する経費（改造に付随して生じる洗浄等の経費は含めないものとする。）は、ベースとなる車両の最大積載量ごとに、消費税相当額を除き、それぞれ次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(イ) 軽自動車 : 64万円（ただし、最大積載量が200kg超のものにあつては88万円）

(ロ) 車両総重量が2.5トン以下の場合 : 104万円

(ハ) 車両総重量が2.5トン超3.5トン以下の場合 : 185万円

(ニ) 車両総重量が3.5トン超の場合

最大積載量4トン未満：90万円

最大積載量4トン以上：317.5万円

- (2) 交付要綱別表の低公害車の新規導入のうち優良ハイブリッドトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、ベースとなる車両の最大積載量ごとに次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

4トン未満：83.5万円

4トン以上：269.7万円

- (3) 交付要綱別表の低公害車の新規導入のうち電気自動車トラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、個別に判断するものとする。

20. 補助金の額（交付要綱別表関係）

補助金の額については、予算の執行状況に応じて、額の上限の範囲内において決定するものとする。

21. 小規模事業者の範囲（交付要綱別表関係）

- (1) 交付要綱別表に規定する小規模事業者は、次に掲げる低公害車の導入事業（電気自動車の導入事業を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる要件を満足する事業者とする。
- (イ) 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者が行う低公害車の新規導入事業 平成23年3月31日時点において当該事業者が保有する事業用乗合車両の数が500両未満かつ当該事業者が保有する事業用貸切車両の数が100両未満であること。
- (ロ) 一般乗用旅客自動車運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者が行う低公害車の新規導入事業 平成23年3月31日時点において当該事業者が保有する事業用乗用車両の数が100両未満であること。
- (ハ) 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者が行う低公害車の新規導入事業 平成23年3月31日時点において当該事業者が保有する事業用貨物車両の数が200両未満であること。
- (2) 自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者（以下この号において「リース事業者」等という。）が行う低公害車の新規導入事業においては、当該新規導入事業により導入する事業用自動車の借受人については、当該借受人が営む前項(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる要件を満足する場合には、当該新規導入事業におけるリース事業者等は小規模事業者と見なす。

22. 交付対象事業の制限

- (1) 低公害車の導入事業に係る補助金は、低公害車の導入に関する他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。
- (2) 公共交通グリーン化事業に係る補助金は、自動車の導入及び電気自動車バス用充電設備の導入に関する他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

附 則

1. この運用方針は、平成23年度予算の成立の日から適用する。
2. 低公害車普及促進等対策費補助金に関する運用方針（平成22年3月26日付け国自総第557号、国自旅第310号、国自貨第188号）は、廃止する。ただし、平成22年度以前に低公害車普及促進等対策費補助金交付要綱（平成22年3月26日付け国自総第556号、国自旅第309号、国自貨第187号）の規定に基づき補助金の交付申請が行われた事業及び平成22年度中に環境対応ディーゼルバス又は環境対応ディーゼルトラックを導入する予定であった者であって平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により平成22年度中に導入することができなかつたものと認められるものが平成23年度に実施する事業については、なお従前の例による。

平成23年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書
(低公害バスの導入事業)

平成 年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称及び代表者名					印
	住所	〒				
	担当者	担 氏名		役 職		
		連絡先	電 話		FAX	
	E-mail					
補助申請予定車両	種別(○をつける)	CNG バス ・ 優良ハイブリッドバス ・ 電気バス				
	大 き さ	大型 (9 m以上) ・ 中型 (7 m以上9 m未満) ・ 小型 (7 m以下)				
	車名(メーカー名)		車種(商品名)			
	型 式					
	登録(予定)日	平成 年 月 日				
	補助金申請額(予定)	円				
	補助対象経費(予定)	円				
	使用の本拠の位置	都・道・府・県 市・区				
本申請は使用過程車をCNG・電気自動車に改造するものである。(○をつける) はい・いいえ						
本申請車両は(自ら購入 ・ リース)により導入するものである。(○をつける)						
事業用自動車の保有車両数(会社単位)			乗合 500両未満・500両以上 (両)			
※ H23.3.31現在の車両数とする			貸切 100両未満・100両以上 (両)			
※ リースの場合も運送事業者の保有車両数を記入する						
※ 括弧内には具体的な保有車両数を記入する						
地方公共団体等協調団体の補助額			円			
※複数ある場合は合計額を記入			(団体名:)			

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定低公害車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は補助対象経費に係る請求書の写し及び車検証の写し)を添付すること。
3. 使用過程車をCNG・電気自動車に改造する予定の申し込みの場合は、見積書を添付すること。
4. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者に対しては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号:

平成23年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書 (低公害バスの導入事業)					
上記の申請予定車両については、	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">記載のとおり</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em;">}</td> <td rowspan="2">補助金の交付予定枠を内定する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下記のとおり</td> </tr> </table>	記載のとおり	}	補助金の交付予定枠を内定する。	下記のとおり
記載のとおり	}	補助金の交付予定枠を内定する。			
下記のとおり					
<div style="border: 1px solid black; width: 60%; margin: 0 auto; height: 30px;"></div>					
<p>ただし、登録予定日から30日以内若しくは別途定める期限までに要綱第5条第1項又は第2項による交付申請が行われない場合には、本内定は失効する。なお、過去に内定を辞退したことがある者等は、内定を受けた車両を全て導入するまで補助金が支払われないことがある。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇運輸局長 印</p>					

平成 2 3 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書
(ハイブリッドタクシーの導入事業) (法人タクシー用)

平成 年 月 日

運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称		_____ 印		
	住所		〒 _____		
	担当者	氏名	役職		
		連絡先	電話	FAX	
		E-mail			
補助申請予定車両	車種	型式番号	補助金申請額(予定)	補助金対象経費(予定)	
上記のハイブリッドタクシーの導入は、事業用自動車の数を増加させるものではありません。(いずれかを○で囲む)			はい	いいえ	
上記のハイブリッドタクシーの導入方法 (いずれかを○で囲む)			購入	リース	
リースによる導入の場合のリース事業者名			_____		
車両購入代金支払い完了予定日 ※ リースによる導入の場合は、リース事業者		平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
国の他の補助金の申請(申込み)の有無 (いずれかを○で囲む)		なし あり → 補助金名 _____			
特定地域における一般乗用旅客自動車 運送事業の適正化及び活性化に関する 特別措置法第11条に規定する特定事業 計画の認定の有無 (いずれかを○で囲む)		○特定事業計画の認定状況 事業認定を 受けている ・ 受けていない			
減休車割合 ※ H23. 3. 31現在の割合とする		%			
事業用自動車の保有車両数(会社単位) ※ H23. 3. 31現在の車両数とする(○をつける) ※ リースの場合も運送事業者の保有車両数を記入する		100両未満 ・ 100両以上			
協調補助を受ける予定の団体名					

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定低公害車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
2. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者については、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。
3. 減休車割合等申請内容に虚偽な内容が発覚した場合には、内定を取り消すことがある。
4. 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により営業所に配置する事業用自動車が破損等により使用できなくなった場合は、地方自治体が発行する罹災証明書等を添付すること。

平成 2 3 年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(ハイブリッドタクシーの導入事業)

上記の申込みについて、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{記載のとおり} \\ \text{下記のとおり} \end{array} \right\}$ 補助金の交付予定枠を内定する。

ただし、登録予定日から30日以内若しくは別途定める期限までに要綱第5条第1項又は第2項による交付申請が行われない場合には、本内定は失効する。なお、過去に内定を辞退したことがある者等は、内定を受けた車両を全て導入するまで補助金が支払われないことがある。

平成 年 月 日 第 号

運輸局長 印

平成 2 3 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書
(ハイブリッドタクシーの導入事業) (個人タクシー用)

平成 年 月 日

運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称		_____ 印			
	住所		〒 _____ 代表者名 : _____			
	担当者	氏名	役職			
		連絡先	電話	F A X		
		E-mail				
補助申請予定車両	車種	型式番号	補助金申請額(予定)	補助金対象経費(予定)		
上記のハイブリッドタクシーの導入は、事業用自動車の数を増加させるものではありません。(いずれかを○で囲む)			はい	いいえ		
上記のハイブリッドタクシーの導入方法 (いずれかを○で囲む)			購入	リース		
リースによる導入の場合のリース事業者名			_____			
車両購入代金支払い完了予定日 ※ リースによる導入の場合は、リース事業者		平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日				
国の他の補助金の申請(申込み)の有無 (いずれかを○で囲む)		なし あり → 補助金名 _____				
年間走行距離 ※ H21年度の実績値を記入すること ※ 小数点以下第1位を四捨五入すること		_____ km				
協調補助を受ける予定の団体名		_____				

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定低公害車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあつては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。
 3. 年間走行距離等申請内容に虚偽な内容が発覚した場合には、内定を取り消すことがある。
 4. 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により営業所に配置する事業用自動車が破損等により使用できなくなった場合は、地方自治体が発行する罹災証明書を添付すること。

平成 2 3 年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(ハイブリッドタクシーの導入事業)

上記の申込みについて、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{記載のとおり} \\ \text{下記のとおり} \end{array} \right\}$ 補助金の交付予定枠を内定する。

ただし、登録予定日から30日以内若しくは別途定める期限までに要綱第5条第1項又は第2項による交付申請が行われない場合には、本内定は失効する。

平成 年 月 日 第 号

運輸局長 印

平成 2 3 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書
(電気自動車タクシーの導入事業)

平成 年 月 日

運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称		_____ 印			
	住所		〒 _____ 代表者名 : _____			
	担当者	氏名	役職			
		連絡先	電話	FAX		
		E-mail				
補助申請予定車両	車種	型式番号	補助金申請額(予定)	補助金対象経費(予定)		
上記の電気自動車タクシーの導入は、事業用自動車の数を増加させるものではありません。(いずれかを○で囲む)			はい	いいえ		
上記の電気自動車タクシーの導入方法 (いずれかを○で囲む)			購入	リース		
リースによる導入の場合のリース事業者名			_____			
車両購入代金支払い完了予定日 ※ リースによる導入の場合は、リース事業者		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日				
国の他の補助金の申請(申込み)の有無 (いずれかを○で囲む)		なし あり → 補助金名 _____				
本申請は使用過程車を電気自動車に改造するものである。(○をつける)				はい ・ いいえ		
協調補助を受ける予定の団体名		_____				

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定低公害車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
2. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあつては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

平成 2 3 年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(電気自動車タクシーの導入事業)

上記の申込みについて、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{記載のとおり} \\ \text{下記のとおり} \end{array} \right\}$ 補助金の交付予定枠を内定する。

--

ただし、登録予定日から30日以内若しくは別途定める期限までに要綱第5条第1項又は第2項による交付申請が行われない場合には、本内定は失効する。なお、過去に内定を辞退したことがある者等は、内定を受けた車両を全て導入するまで補助金が支払われないことがある。

平成 年 月 日 第 号

運輸局長 印

平成23年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書
(低公害トラックの導入事業)

平成 年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称及び代表者名		印		
	住所		〒		
	担当者	氏名		役職	
		連絡先	電話		FAX
		E-mail			
補助申請予定車両	種別(○をつける)	CNGトラック ・ 優良ハイブリッドトラック ・ 電気トラック			
	車両総重量(○をつける) (最大積載量は減トン前)	軽自動車・2.5トン以下(軽除く)・2.5トン超3.5トン以下・3.5トン超(最大積載量4トン未満)・3.5トン超(最大積載量4トン以上)			
	車名(メーカー名)				
	型式				
	登録(予定)日	平成	年	月	日
	補助金申請額(予定)	円			
	補助対象経費(予定)	円			
	使用の本拠の位置	都・道・府・県 市・区			
本申請は使用過程車を CNG・電気自動車に改造するものである。(○をつける)		はい・いいえ			
本申請車両は(自ら購入 ・ リース)により導入するものである。(○をつける)					
平成23年度内の低公害トラック導入予定台数(全体)		台			
事業用自動車の保有車両数(会社単位) ※ H23.3.31現在の車両数とする(○をつける) ※リースの場合も運送事業者の保有車両数を記入する		2,000両未満 ・ 2,000両以上			
地方公共団体等協調団体の補助額 ※複数ある場合は合計額を記入		円 (団体名:)			

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定低公害車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様。
2. 既に低公害車を導入した場合は補助対象経費に係る請求書の写し及び車検証の写しを添付すること。
3. 使用過程車を CNG・電気自動車に改造する予定の申込みの場合は、見積書を添付すること。
4. 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により所有する事業用自動車が破損等により使用できなくなった場合は、地方自治体が発行する罹災証明書等を添付すること。
5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者については、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号:

平成23年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書 (低公害トラックの導入事業)	
上記の申請予定車両については、	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 記載のとおり 下記のとおり </div>
補助金の交付予定枠を内定する。	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 10px 0;"></div>	
ただし、登録予定日から30日以内若しくは別途定める期限までに要綱第5条第1項又は第2項による交付申請が行われない場合には、本内定は失効する。なお、過去に内定を辞退したことがある者等は、内定を受けた車両を全て導入するまで補助金が支払われないことがある。	
平成 年 月 日	
〇〇運輸局長 印	